

○財務省告示第百四十二号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規  
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し  
 たので、その国債の名称等と併せて別表のとおり告示す  
 る。

平成二十一年四月二十三日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第二回	三百九十二億 五千三百三 十	八百八十七億 九千九百三 十
〃	第四回	三億二千九 百七十九万 九千五百五	三億五千七百 四十五万六 千八百八十
〃	第六回	五億五千九 百三十四万 四千四百	五億二千七百 四十九万六 千九百一
〃	第八回	九億六千四 百三十二万 二千一百	六億八千五百 七十九万七 千七百八十
〃	第十回	九億八千七 百三十二万 三千七百	八億九千七百 五十九万四 千二百二
〃	第十二回	四億四千八 百八十八万 八千	四億七千七百 六十七万七 千七百七
合計		七億三千九 百四十七万 二千九百九	三億六千四百 六十三万七 千九百十二